

松伏町告示第142号

令和3年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によりますと、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっているとのことです。

また、政府としては、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、新たな経済対策を策定し、デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努めていくとのことです。

このような社会情勢の下、今年度の町の財政状況については、昨年同時期と比較しますと、町の歳入の約4割を占める町税が減収したことや、特別定額給付金事務費補助金等の皆減による国庫補助金の減額により、歳入全体としては前年度を下回るものとなっています。歳出についても、特別定額給付金の給付やGIGAスクール構想に係る費用の皆減により、歳出全体として前年度を下回るものとなっています。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、町税の大幅な増収は見込めないなか、感染症対策に係る需用費等の増加や経年劣化による公共施設の修繕費等の大幅な増額、また、人件費や扶助費等の義務的経費が例年増加傾向にあり、特に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき各種施策に取り組むとともに、町民の皆様の要望を的確に捉えた質の高いサービスを提供するため、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。